



発行所 秋田魁新報社
秋田市山王臨海町1番1号
〒010-8601
©秋田魁新報社 2015年

号外

購読申し込み

0120-13-1231

ホームページ

www.sakigake.jp

携帯サイト

m.sakigake.jp



詳しくは「秋田魁新報」朝刊、当社ホームページをご覧ください。

昨年衆院選「違憲」

1票の格差 福岡高裁、無効は棄却

昨年の衆院選は選挙区ごとの「1票の格差」が最大2・13倍あり、憲法違反として、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分各県の有権者25人が選挙のやり直し(無効)を求めた訴訟の判決で、福岡高裁(高野裕裁判長)は25日、選挙は無効だったと判断した。選挙無効請求は退けた。

直し(無効)を求めた訴訟の判決で、福岡高裁(高野裕裁判長)は25日、選挙は無効だったと判断した。選挙無効請求は退けた。



衆院選の「1票の格差」をめぐる訴訟の判決で、福岡高裁に向かう原告側の弁護士ら＝25日午後

二つの弁護士グループが全国14高裁・高裁支部に起こした17件の訴訟の一つ。これまで東京高裁は「合憲」、仙台高裁秋田支部などは「違憲状態」と判断していた。最高裁が年内にも統一判断を示す見通し。今後、厳しい判決が続けば、進行中の選挙制度改革の議論にも影響を与えそうだ。

福岡高裁の弁論で原告側の升永英俊弁護士は「09年衆院選の違憲状態を指摘した最高裁判決から、既に約3年9カ月が過ぎたが、格差は続いている」と主張。各県の選挙管理委員会側は「国会で選挙制度改革に向けた議論が進められている」と反論していた。

訴状などによると、5県の昨年12月14日の議員1人当たりの有権者数を、全国最少の宮城5区と比べると、5県それぞれで格差が最大の選挙区は、福岡2区が約1・95倍、佐賀2区が約1・53倍、長崎1区が約1・50倍、熊本1区と大分1区が約1・61倍だった。